平成２５年（フ）第４０３号
岐阜市茜部菱野４丁目57　ヴォールＹＳ106、住民票上の住所岐阜市六条大溝２丁目12番17号
破産者　林　　高男
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４０４号
岐阜市日ノ出町４－５－２、住民票上の住所岐阜市六条大溝２丁目12番17号
破産者　林美佐子こと　朴　美佐子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４６８号
岐阜市住ノ江町２丁目11番地４
破産者　株式会社昌立
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
岐阜市高野町１丁目３番地の１
破産者　有限会社音波
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
静岡県御殿場市川島田542番地の２
破産者　有限会社万都
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
愛知県豊田市西山町３丁目30番地９　Ｔステージ梅坪507号
破産者　森　　毅
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番24―501号
破産者　有限会社エコロ施工管理
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８号
神戸市中央区下山手通２丁目５番７号
破産者　有限会社シィー・カンパニー・リミテッド
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３４８号
愛知県日進市北新町八幡西27番地
破産者　有限会社マルダイ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７９２号
仙台市泉区鶴が丘４丁目14番地の５
破産者　細川　優一
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
群馬県安中市東上磯部802番地６
破産者　黛　　宗幸
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０２号
群馬県安中市東上磯部802番地６
破産者　黛　　進子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１４７号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和500番地、住民票上の住所佐賀県武雄市武雄町大字富岡12223番地２
破産者　武藤　良二
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６７９号
仙台市太白区鈎取４丁目22番10号　エクセレント鈎取Ⅱ―105
破産者　早坂　敦子
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
秋田県能代市字新山前98番地２　コーポニュー新山Ｎ―５号、開始決定時の住所秋田県大館市柄沢字稲荷山下249番地２　キャロット201号
破産者　白澤　慶治
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３６号
川崎市麻生区金程４丁目24番21号
破産者　川原　　仁
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９１２号
名古屋市瑞穂区亀城町１丁目14番地
破産者　ＡＦＴＥＲ　ＨＯＵＲＺこと　井上　豊弘
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７７号
名古屋市守山区金屋１丁目10番30号　ホーメスト金屋102号
破産者　平床　宏治
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６３号
名古屋市中区栄１丁目30番15号　荘苑御園219号、従前の住所名古屋市千種区竹越２丁目１番30号　高木ビル301号
破産者　舟久保佳秀
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部